

適用拡大登録

区 分	除 草 剤
農 薬 名	イッソウ1キロ粒剤
種 類 名	テフリルトリオン・ピラクロニル・モリネート粒剤
登 録 番 号	第 23835 号
登 録 日	平成 30 年 8 月 8 日

登録内容

- ・作物名「移植水稻」の使用時期を「移植後 10 日～ル^レエ4 葉期 ただし、移植後 30 日まで」から「移植後 10 日～ル^レエ4 葉期 ただし、収穫 60 日前まで」に変更する。
- ・作物名「直播水稻」の使用時期を「稲 1 葉期～ル^レエ4 葉期 ただし、収穫 90 日前まで」から「稲 1 葉期～ル^レエ4 葉期 ただし、収穫 60 日前まで」に変更する。
- ・モリネートを含む農薬の総使用回数を「2 回以内」から「1 回」に変更する。

【変更後】

作物名	適用雑草名	使用時期	使用量	本剤の使用回数	使用方法
移植水稻	水田一年生雑草 及び マツハイ ホタルイ ハラモダカ ウリカ ミスガヤツリ オモダカ クログワイ ヒルムシロ	移植後 10 日～ ル ^レ エ4 葉期 ただし、 収穫 60 日前 まで	1kg/10a	1 回	湛水散布 又は 無人航空機 による散布
直播水稻	水田一年生雑草 及び マツハイ ホタルイ ウリカ ミスガヤツリ ヒルムシロ	稲 1 葉期～ ル ^レ エ4 葉期 ただし、 収穫 60 日前まで			

テフリルトリオンを含む 農薬の総使用回数	ピラクロニルを含む 農薬の総使用回数	モリネートを含む 農薬の総使用回数
2 回以内	2 回以内	1 回

☆使用上の注意事項については製品ラベルをご参照下さい。